

平成 26 年 3 月 28 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、京田辺市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第 2 条 委員は、市政について優れた識見を有する者で構成する。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、行政改革担当課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。